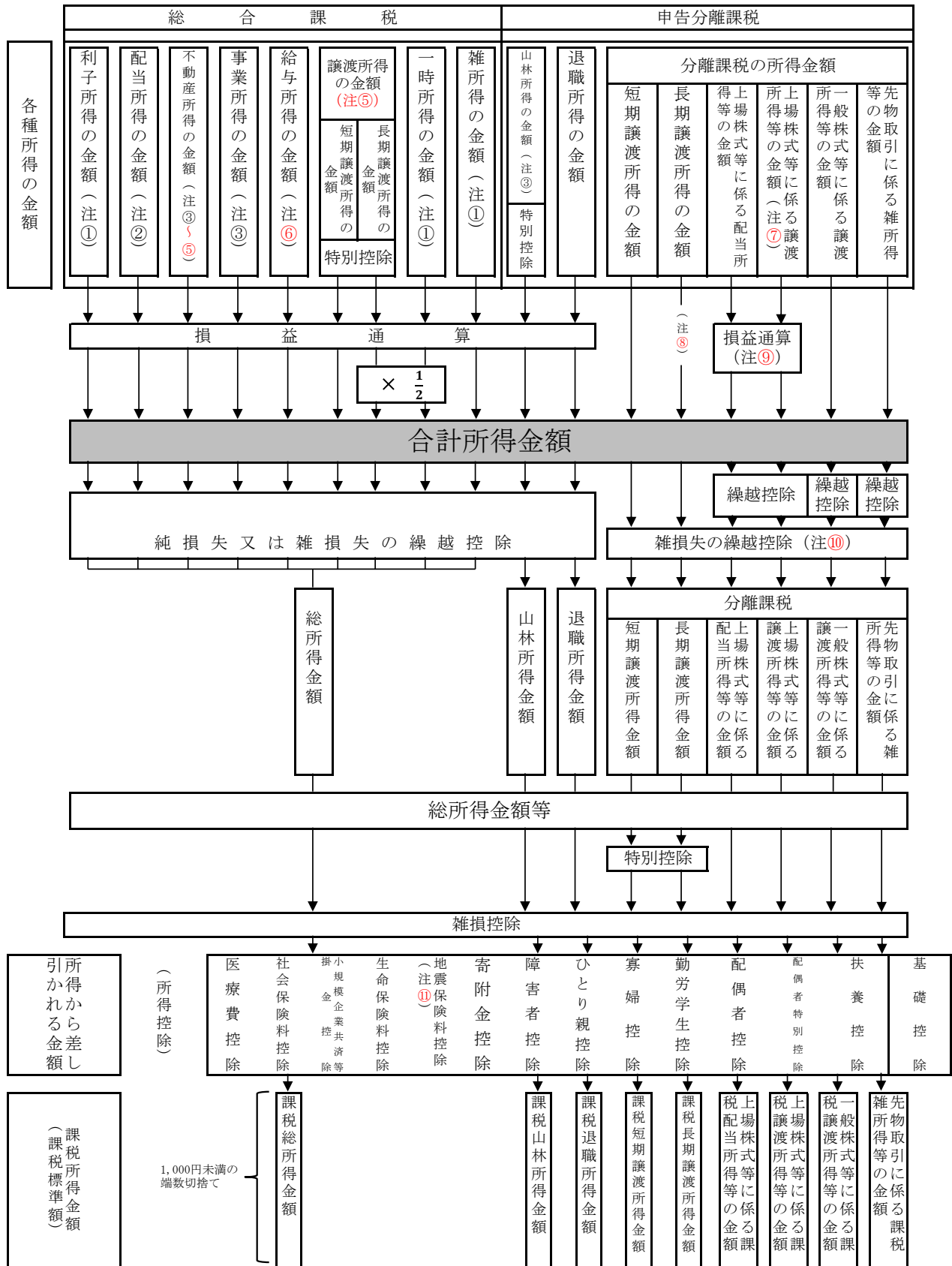


計算過程における損益通算の概念図



(注)

- ① 源泉分離課税の適用を受けるものを除きます(措法3①、3の3①、41の9、41の10①、41の12①)。
- ② 源泉分離課税の適用を受けるもの及び申告をしないことを選択した配当を除きます(措法8の2①、8の3①、8の5)。
- ③ 有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約を締結している個人組合員の不動産所得、事業所得及び山林所得の金額の計算上、その契約に基づいて営まれた組合事業から生じた不動産所得、事業所得及び山林所得の損失額のうち出資金額等を基に計算される一定の金額を超える部分の金額については、必要経費とすることはできません(措法27の2)。
- ④ 不動産所得を生ずべき事業を行う民法組合等の個人組合員(組合事業に係る重要な業務執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除く。)又は特定受益者(信託の受益者等をいう。)の不動産所得の金額の計算上、組合事業又は信託から生じた不動産所得の損失はなかったものとみなされます(措法41の4の2、法13①②)。
- ⑤ 令和2年度税制改正により、令和3年分以後の所得税については、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する個人の不動産所得の金額の計算上、その国外不動産所得の損失はなかったものとみなされます(措法41の4の3)。
- ⑥ その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、年齢23歳未満の扶養親族を有する等の一定の要件を満たした場合には、給与所得の金額から一定の計算を行った金額を控除することとされています(措法41の3の3①②)。
- ⑦ 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得で、申告をしないことを選択したものを除きます(措法37の11の5①)。
- ⑧ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失については他の所得との損益通算及び繰越控除を適用することができます(措法41の5、41の5の2)。
- ⑨ 上場株式等に係る配当所得等の金額と損益通算の対象となるのは、上場株式等に係る譲渡損失の金額ですが、その金額は上場株式等に係る譲渡所得等の金額(措法37の11①)の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の計算を行った金額をいいます(措法37の12の2①②)。
- ⑩ 分離課税とされる長期譲渡所得及び短期譲渡所得、上場株式等に係る配当所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額は、他の所得との損益通算、純損失の繰越控除は適用されません(ただし、上場株式等に係る配当所得等の金額は⑦に掲げる上場株式等に係る譲渡損失の金額とのみ損益通算できる)が、雑損失の繰越控除は適用することができます(措法31①③二、32①④、8の4③二、37の10①⑥四、37の11①⑥、41の14①②三)。
- ⑪ 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合を含みます(18改正法附10②③)。

※凡例

本ページ中に引用する法令については、次の略称を使用しています。

措法———租税特別措置法

法———所得税法

18改正法附——平成18年度所得税法改正附則